

### 第4章 小平市の用水路の現状と課題

### 1 用水路に関する市民意向の確認

#### (1)用水路の在り方に関する意見交換会

令和3年度には、沼さらいを実施していただいている自治会及びJA東京むさし農業協同 組合と用水路の在り方に関して意見交換会を実施しました。

〇実施期間:令和3(2021)年10月18日~令和3年12月17日

所:公民館、地域センター 〇場

数:全20回 O参 加 者:計79人

※沼さらい実施団体毎に意見交換会を実施しました。

主な意見としては以下のとおりです。

- ○流水のある地域(小川用水、新堀用水、大沼田用水、田無用水(一部))
  - 用水路を極力今のまま残して欲しい。
  - 整備にあたり統一感をもって整備してほしい。
- ○流水のない部分のある地域(野中用水、鈴木用水、田無用水(一部))
  - 水が流れてこそ用水路である。流すにあたり集約してもかまわないので、下流部地域 にも届くようにしてほしい。
  - ・用水路を隣接者に払い下げした方がよい。

#### 〇共通意見

- ・宅地の裏手に流れる用水路部分を緑道として整備することは求めていない。
- 昔に比べて水量が少ない。増やせるのであれば増やして欲しい。
- 用水路に関する広報活動、教育に活かした活動が重要である。
- ゴミの不法投棄が多く、用水路の隣接者はその除去作業が大変である。 ゴミ問題の解決にあたり、修繕、清掃、広報活動が重要。
- カモ、ホタルなどを見かける時に用水路の良さを改めて感じる。
- ・沼さらいは地域で集まる数少ないイベントになっている。
- 他部署との連携が足りない。



実施状況1



実施状況2

#### (2)市内用水路に関するアンケート調査(第1回、第2回)

#### ①第1回アンケート調査

用水路沼さらいに参加していただいている地域から、用水路近接者の立場としての意見を聴取するためにアンケートを実施しました。

〇実施期間:令和3年10月18日~令和4年1月31日

〇配布範囲: 沼さらいを実施している団体

〇配布枚数:431枚

〇回収枚数:255枚(回収率59%)

#### (アンケート調査まとめ)

- 回答者の 7 割程度が「60 代」、「70 代」であることから、昔から用水路と共に生活をしていた高齢者の意見が特性として表れています。
- ・護岸、植生管理、清掃による維持管理の状態については、「良好」と「十分ではない」の意見が概ね同数の回答をしています。
- 今後の取組について何を重要するかについて、「整備を続ける方が良い」と「維持管理重視」が共に4割程度回答していることから、これまでの整備は求められている一方で維持管理も同時に進めていく必要があります。
- ・水の流れていない東部地域の在り方について、3割程度が「現状維持」と回答している一方で、「隣接者への売払い」が2割程度あることから、用水路の在り方について検討していく必要があります。

#### ②第2回アンケート調査

18歳以上の市民1,000名に対し、無作為にアンケートを郵送し、用水路の認知度 や諸課題についてのアンケートを実施しました。

○実施期間:令和4年10月20日~令和4年11月30日

〇配布範囲:18歳以上の市民

〇配布枚数:1,000枚

〇回収枚数:258枚(回収率26%)

#### (アンケート調査まとめ)

- ・用水路の認識度については、用水路の変遷を"知らない"人が約6割、また、用水路を"全く知らない"人が約1割となりました。また、若い世代や小平居住歴が短いほど用水路の認識が低い結果となりました。
- ・流水のない東部地域の用水路の在り方については、多くの人から保全・活用などの回答をいただきました。
- 自由意見では、"災害時の活用"、"子どもが遊べる空間の整備"などの回答をいただきました。

#### (3)環境団体、有識者へのヒアリング

用水路に関する活動をしている団体・協会に対して意見交換会を実施しました。

○実施期間:令和3年12月8日~令和4年2月3日

〇場 所:中央公民館、福祉会館

〇回 数:全3回

○団体・協会:観光協会、こだいら水と緑の会、学習支援地域組織スタッフ

〇参 加 者:計23人

#### 〇主な意見

・整備よりも、ガイドツアーのルートや人通りの多い箇所に、案内看板の設置、市報の などの、広報に関する取組が必要

- 庁内関連部署、市民、ボランティアなどが一丸となって維持管理を行う体制が必要
- 生物多様性の視点をもって用水路を管理してもらいたい
- できるだけ昔の状態に近づけるよう整備、修繕を行ってもらいたい

#### (4)地域懇談会

今後の用水路における維持管理や活用方法について、市民から直接意見を伺うため、市内 6ヶ所で地域懇談会を実施しました。

○実施期間:令和4年12月4日~令和4年12月14日

〇場 所:上宿公民館、中央公民館、天神地域センター、鈴木公民館、上水南公民館、

大沼公民館

〇回 数:全6回

〇参 加 者:計23人

#### ○主な意見

- ・古くから住んでいる市民は知っているが子どもたちは知らない。学校等において子どもたちへの周知が必要。
- 看板が少ない。市民に周知できるような看板をもっと設置すべき。
- 近隣住民や企業をどう巻き込んで維持管理をしていくかが大切。
- ・小平市の魅力の1つであるために大切にしてほしい。



実施状況1



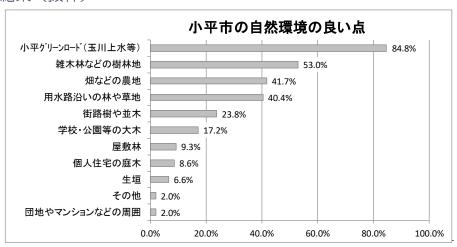
実施状況2



#### (参考) 小平市のみどりに関するアンケート調査

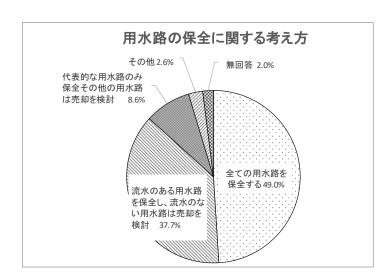
令和元年度に実施した「小平市のみどりに関するアンケート調査」では、以下のような結果が出ています。

#### ◆調査結果(抜粋)



#### 用水路の保全に対する考え方

小平市内には多くの用水路があり、市では用水路を大切な環境資源として位置づけております。用水路の総延長は約48.9kmとなっており、このうち約33kmにおいて現在も水が流れています。小平市の用水路を保全していくにあたり、限られた予算のなかでは、維持管理や更なる流水の確保などの課題があります。あなたは、用水路を継続して保全していくためには、どのような考え方で進めていくことがよいと思いますか。

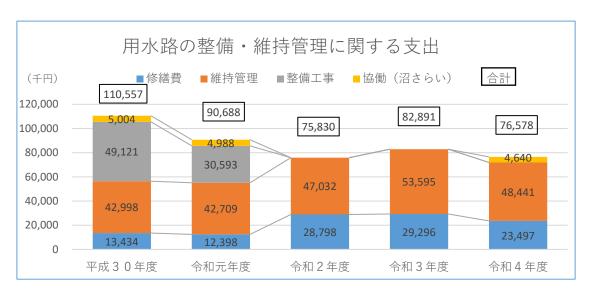


・用水路に関しては、約半数(49.0%)が「全ての用水路を保全する」と回答しており、これに「流水のある用水路のみ保全し、流水のない用水路を売却することを検討する(37.7%)」が続いています。

### 2 用水路に関する支出

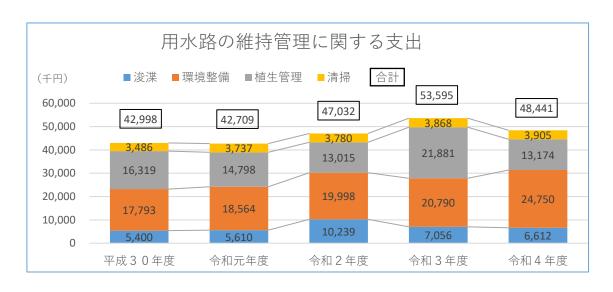
用水路に関する支出については、整備、修繕、維持管理(流水管理、緑管理)及び市民協働等 に関する予算に分けることができます。

これらの支出の推移は以下のとおりで、過去5年分を平均すると1年当り約8,700万円となります。なお、本支出では、用水管理において必要となる測量費用等については除外しています。



整備工事については、平成30年及び令和元年度に野火止用水のり面(胎内堀り)工事を行いました。なお、令和2年度以降については、武蔵野線トンネル湧水活用に向けた整備工事を実施していますが、修繕費にて実施しているため、令和2年度からの修繕費が増額しています。

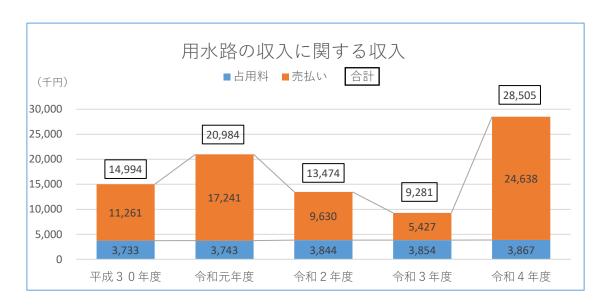
また、維持管理に関する予算における、①流水管理はスクリーン清掃、草刈りであり、②植生管理は親水整備箇所の樹木剪定、その他の箇所の剪定・伐採であり、③浚渫費用は暗渠となっている箇所の浚渫であり、④清掃は親水整備箇所と新堀用水敷地の清掃であります。これらに関する支出の推移は以下のとおりで、過去5年分を平均すると1年当り約4,700万円となります。



### 3 用水路に関する収入

用水路に関する収入については、①用水路占用に係る収入、②用水路敷地売払いに係る収入に 分けることができます。

全体の推移は以下のとおりで、過去5年分を平均すると約1,700万円となります。用水路 占用料については、今後も少しずつ占用料が増加することが見込まれますが、売払いについては 対象箇所が減っていくため、減少していくことが見込まれます。



### 4 用水路に関する課題

#### (1)新たに親水できるスポットの整備

活用計画で行ってきた親水整備により、用水路を身近に感じとれるスポットは増えましたが、水辺に近づける施設がないエリアがあります。小川用水においては、美大通りから仲町通りまで、砂川用水においてはビオトープ公園より東側区間、鈴木用水及び田無用水の全域で親水できる箇所がありません。部分的にでも水辺に近づき、親水できる整備が必要です。

#### (2)水源の確保が難しい市内東部地域の用水路の在り方検討

花小金井、花小金井南町地区及び鈴木町の一部地区では、流水のない状態が続き、用水路が荒廃しています。市内全域に行き渡らせる流水の確保は非常に困難であり、用水路の在り方を改めて検討する必要があります。

#### (3)生物多様性に配慮した空間・環境造り

多摩川からの水を直接引込んでいる用水路内には、多様な生物が生息できる場所です。整備にあたっては、生物多様性に配慮した空間・環境づくりの検討が必要となります。

#### (4)景観に配慮した維持管理

小平の用水路は素掘りで残っている箇所が多く、用水路周辺の農地を含めて小平の郷土的 景観を提供している場所となります。これまでの維持管理においては、統一的な整備ができ ていない状況がありました。未来に残していく施設として景観に配慮して維持・復元を行う 必要があります。

#### (5)持続可能な用水路管理

小平市の用水路の護岸は鋼板で施工している事例が多く、現在、その多くは腐食が進行しており、土砂の流出が散見される状況です。また、活用計画で施工した親水整備の箇所においても、自然的な素材を選定していることから、その耐用年数は短く、既に更新が必要になっています。近年の厳しい財政状況の中でも、予算、生物多様性及び景観などのバランスを考慮し、持続可能な用水路を維持することが必要です。

#### (6)新堀用水胎内堀や、野火止用水法面など長期的な保全対応の検討

歴史的な土木技術を物語る新堀用水の胎内堀や、歴史景観保全地域に指定されている野火 止用水の法面は長期的に保全していくため、計画的に調査・改修を行う必要があります。

#### (7)巨木化した樹木の計画的な管理

市内の用水路内における、巨木化した樹木の一部には老朽化している状態が確認されます。将来的な倒木等を未然に防ぐため、計画的な手入れが必要となります。

#### (8)小平の用水路に対する広報の推進

野火止用水や玉川上水に比べ、小川用水等の市内用水路について、十分に知られていない 状況があります。小平の開拓のきっかけとなった用水路について多様な広報活動が必要となります。

#### (9)用水路を活かした取組の推進

小平市の魅力の一つでもある用水路を、より多くの市民に知っていただくために、用水路 に親しんでもらえる取組を検討していく必要があります。

#### (10)沼さらい等の協働作業の新たな担い手の確保

小平市の用水路は、過去に隣接する市民が生活用水として使っていたため、日常的な草刈りなど、多くの管理を市民が自主的に行っていただいています。年に一度行う「沼さらい」のイベントにおいても、多くの方が清掃作業に参加していただいている状況でありますが、年々高齢化に伴い、作業が困難になってきている状況です。新たな担い手の確保について検討する必要があります。

## 第5章 小平市の用水路の将来像

### 1 将来像



# 用水路が目指すべき将来像 【用水路がつなげていくまち小平】

小平市の用水路は、かつて生活用水として使われていた背景があり、今でも当時から用水 路沿いに住んでいる人を中心に維持管理にご協力をいただいています。伝統的に続いている 沼さらいは、少なくなった地域のつながりをもたらしています。

また、用水路は市内全域にわたっており、水とみどりがつながる空間が用水路によりもた らされていることを感じとれます。さらに、この空間は、市民と市外の人をつないでいるも のでもあります。

このように、小平の用水路は過去と現在、市民同士の関係性といった多様な"つながり" をもたらしてくれます。このことから、管理方針における用水路の理念を、"用水路がつなげ ていくまち小平"と設定します。

この理念の実現に向けて、管理方針では3つの基本方針を掲げ、各種の施策を講じること で将来像を実現します。

方針1 まちづくり:用水路を活かしたまちづくりを展開し、用水路との関わりを豊 かにする。

方針2 維持管理:質の高い、持続可能な公共財産として次の世代に引き継ぐ。

方針3 広報・協働:用水路を知る、用水路に関わるひとを増やす。

### 2 将来像を実現するための基本方針

管理方針では、以下3つの基本方針を実現するための施策を進めていきます。

#### (方針1) まちづくり

用水路を活かしたまちづくりを展開し、用水路との関わりを豊かにする。

(施策1) 水辺を活かした空間整備の推進

(施策2)他の公共施設と一体化した整備の促進

#### (方針2)維持管理

質の高い、持続可能な公共財産として次の世代に引き継ぐ。

(施策1)景観に配慮した維持管理

(施策2) 計画的な維持管理の推進

(施策3) 用水路活用に関する計画の推進

(施策4) コスト削減、財源確保の取組

#### (方針3) 広報、協働

用水路を知る、用水路に関わるひとを増やす

(施策1) 多様な情報の発信による広報の充実

(施策2) ふれあい・学び・体験の場の提供

(施策3) 沼さらいをはじめとした市民協働の推進

### 3 方針1 用水路を活かしたまちづくりを展開し、用水路との関わりを豊かにする

活用計画における基本的な考え方として、"地域住民と用水路との関わりを豊かにする"ことを掲げ、親水・緑道整備を実施してきたことで、用水路のあるまちを感じ取れるようにはなってきましたが、用水路との関わりが十分豊かになったとはまだまだ言えない状況です。

活用計画における基本的な考え方として、"地域住民と用水路との関わりを豊かにする"ことを掲げ、親水・緑道整備を実施してきたことで、用水路のあるまちを感じ取れるようにはなってきましたが、用水路との関わりが十分豊かになったとはまだまだ言えない状況です。

このことから、管理方針においても、用水路との関わりを豊かにする方針は継続して進めます。財政状況を踏まえて維持管理にも取り組む必要があるため、大規模な親水・緑道整備を極力抑えつつ、"水辺に近づける空間整備"を中心とした小規模な整備を行います。

また、用水路との関わりを豊かにしていくうえでは、他の公共施設との一体化した整備を行い、日常的に使われる、親しまれる用水路としていくことが重要となります。公園と用水路を一体化させるなど、用水路を活かしたまちづくりの取組を各種実施していくことで、関わりが豊かになっていくものと考えられます。また、開発事業等の大規模に土地の利用が変化する機会を捉え、用水路脇に公共施設の設置が進む取組を進めます。

管理方針ではこれら各種取組について、市だけではなく、市民・事業者・市民団体の協力 を得ながら推進してまいります。



水辺に近づける空間整備例

#### (1)水辺を活かした空間整備の推進

小平市の用水路は市内全域に渡っており、活用計画に基づいて、親水・緑道整備は市内各 所で実施してきました。しかし、小川用水(美大通りから仲町通りまで)、砂川用水(ビオト ープ公園より東側区間)、鈴木用水及び田無用水の全区間では、水辺を活かした整備が少ない 状況です。この区間については、「水辺の整備区間」として検討をします。

管理方針では、財政状況を踏まえ、水辺に近づける整備を実施します。



親水整備



水辺に近づける空間整備のイメージ

<取組>

番号 取組 主体

#### ○水辺に親しめる空間の確保

活用計画に引続き、効果が非常に高いと見込まれる箇所につい て、親水・緑道整備を検討します。また、水辺を活かした整備 の不足区間について、「水辺の整備区間」として検討します。

水と緑と公園課

#### ○生物に配慮した空間整備と周知

水辺の一部に生物が生息し易い植物を植えるなど、生態系に配 水と緑と公園課 2 慮した空間の整備を検討するとともに、周知を行うことで、生 物多様性の理解促進を図ります。

環境政策課

#### 〇用水路の更なる水量の確保

3 市内用水路の水量の確保について、東京都水道局と引き続き、 水と緑と公園課 協議を行います。

#### (補足1) 取組1 緑道の整備候補区間

整備1(小川用水:7小通り)

場所:大沼町1丁目5番~24番先



整備2(関野用水)

場所: 御幸町9番地~354番地先



### (2)他の公共施設と一体化した整備の促進

現在、市内の開発事業は「小平市開発事業における手続及び基準等に関する条例」、「同条例施行規則」に基づき、事業規模が3,000㎡を超える案件については、公園または緑地を設けるよう事業者と協議を行っています。用水路と公園等の一体化の整備について事業者と協議を行うことが、用水路に接した公園や緑地等の公共施設の効果を高めることにつがなり、水辺を生かしたまちづくりが進むものと考えられます。

管理方針では、開発事業等の大規模に土地の利用が変化する機会を捉え、用水路脇に公共施設の設置が進む取組を進めます。



公園と一体的な整備箇所(清風公園)



公園と一体的な整備箇所(あじさい公園)

#### <取組>

番号	取組	主体
4	O開発指導における事業者との協議 用水路に接する緑地・公園等の公共施設が造られるよう、 事業者への指導・協議を行います。	事業者水と緑と公園課
5	〇他の公共施設との一体化を目指す庁内調整 公共施設を有する施設担当部署や、大規模事業を実施する 部署と調整を行います。	水と緑と公園課公共施設管理部署
6	O既存公園と用水路との一体化 既に用水路と公園等の公共施設が隣接しているものの、フェンス等で一体化がなされていない箇所について、一体化を目指した整備を検討します。 ※鈴木町第6公園、鈴木町ひだまり公園 等	水と緑と公園課



### 4 方針2 質の高い、持続可能な公共財産として次の世代に引き継ぐ

近年、用水路の修繕は1年当り200m程度実施していますが、市の有する用水路の延長は約49kmであることから、十分な維持管理ができている状況ではありません。さらに、近年では活用計画で積極的に実施してきました親水・緑道整備についても修繕が必要な箇所が散見されるようになりました。また、長期的には多大なコストがかかる新堀用水法面、野火止用水法面の更新または修繕を、平準化して行っていくことも必要な状況です。

このような状況の中、昨今の厳しい財政状況も重なり経済性や効率的な維持管理の観点から修 繕が実施されていることが多く、景観への配慮などの視点が足りない状況がありました。

このことから、管理方針では、財源の確保、コスト縮減の検討などを進めつつ、併せて景観へ も配慮した修繕を推進していく必要があります。

また、活用計画では基本的に全ての用水路を保全する方針を実現するため、市内東部地域の枯渇した用水路についても、水を流していくことを目指しており、新たな活用を見出すなどの検討は進んでいない状況でした。管理方針では、水がない中での用水路の在り方について、地域の意見を伺いながら検討します。検討の中では売払いも一つの手段とし、売払いをした場合はその財源を地域の中での用水路整備に活かすことも検討します。

これらを進めることで、用水路を質の高い公共財産として次世代に引き継ぐ方針を進めます。



中島町胎内堀坑口部

### (1)景観に配慮した維持管理

小平市の用水路は素掘りの水路で残されている箇所が多く、周辺の農地と一体となって昔ながらの景観を有していました。現在、農地は徐々に宅地化され、また、市が行う施工性と経済性を重視していた用水路の維持管理により、昔ながらの景観が失われている現状があります。

管理方針では、景観に配慮した維持を図るため、修繕等においても、色合いが周辺に溶け込むような部材を使用します。



昔ながらの景観を有している箇所



景観への配慮

#### <取組>

番号 主体

#### ○景観に配慮した維持管理

7 整備や修繕等において、周辺に溶け込むような色合いの材料 水と緑と公園課 を使うことに努めます。

#### ○用水路脇の緑化の推進

8 水と緑の景観を広げていくため、開発事業者へ緑化の協力を 水と緑と公園課 求めるほか、生垣補助制度の利用促進を進めます。

#### (2)計画的な維持管理の推進

小平市の用水路は約49km あり、現在、鋼板による護岸の多くは腐食が進行しており、計画的に修繕を実施していくことが必要です。また、新堀用水・野火止用水については、法面が浸食されている箇所がありますが、その対応は大きな財政負担が生じることから、長期的な計画をもって実施していくことが必要となります。

その他、新堀用水の胎内掘は歴史的な遺産であり、市内用水路の起点となる箇所にあることから、定期的な点検が必要です。



護岸の劣化状況



法面の浸食状況

#### <取組>

番号	取組	主体
9	〇用水路修繕 優先順位の高い箇所から計画的に修繕を行います。	水と緑と公園課
10	○過去に整備した親水・緑道の整備箇所について 計画的に更新または修繕を行います。	水と緑と公園課
11	〇野火止用水、新堀用水法面等の長期的な更新または修繕 護岸法面の調査・設計を行い、長期的な補修工事の計画を 検討します。なお、野火止用水については、隣接自治体と 調整のうえ検討します。	水と緑と公園課
12	<b>〇胎内堀の点検</b> 歴史的な遺産である胎内掘について、縦穴周辺の状況を定期的に確認します。	水と緑と公園課
13	〇巨木化した樹木、実生木の処理 将来的な倒木等を未然に防ぐため、巨木化した樹木の処理 を行います。	水と緑と公園課

#### (3)用水路活用に関する計画の推進

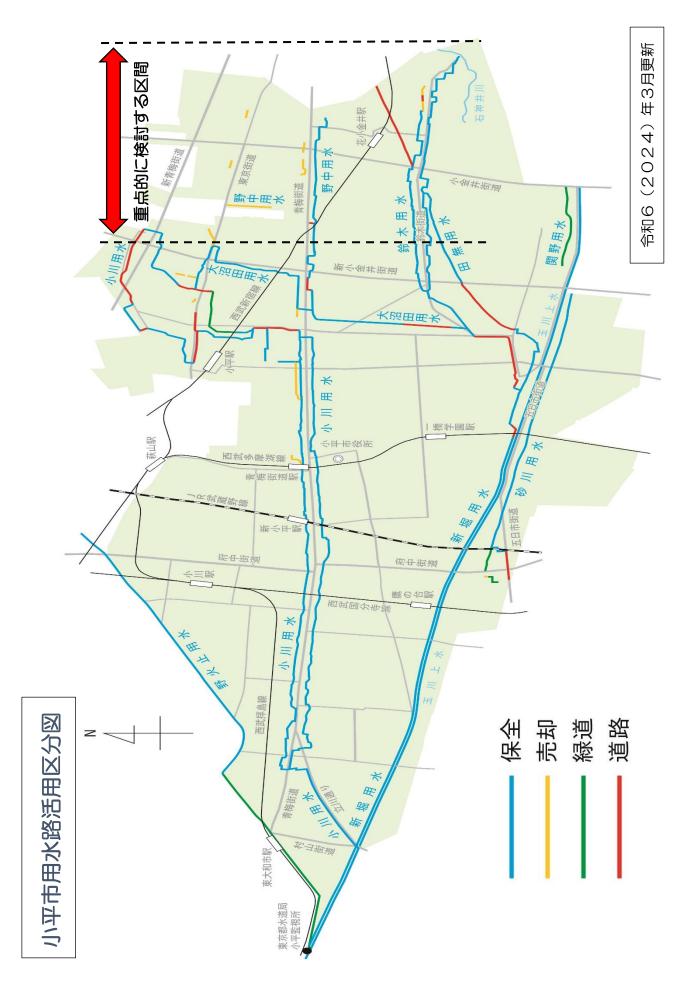
用水路活用区分は、平成19年度と管理方針策定にあたって、一部区分の変更を行いました。平成19年度では、保全としていた用水路の一部を道路等の敷地に転用することや、将来に渡って水を流すことができない箇所について売払いまたは隣接地との交換とする区分の見直しを行いました。令和4年度のアンケート調査結果では用水路の認識度が低いことがわかりました。管理方針では、用水路の広報を充実させることに重点をおき、平成19年度に作成した活用区分から大幅な見直しは行っていません。

今後の活用区分の見直しについては、10年を目安に必要に応じて検討します。検討にあたっては、市民意向の把握に努めます。

また、市内東部地域の流水が今後も見込めない区間については、今後の用水路の在り方を 改めて検討する必要があり、市内東部地域(鈴木用水、田無用水、野中用水の流水が今後も 見込めない箇所)を"重点的に検討する区間"と定め、その在り方を検討します。

#### <取組>

番号	取組	主体
14	O用水路活用区分の再検討 1 O年を目安に必要に応じて、用水路活用区分の見直しを 行います。また、見直しにあたり、市民意向を確認します。	水と緑と公園課 関係各課
15	○重点的に検討する区間の用水路の在り方の検討 重点的に検討する区間の用水路の在り方について、近隣住 民に対して、アンケートや地域懇談会を行います。	水と緑と公園課 関係各課



### (4)コスト削減、財源確保の取組

質の高い、持続可能な公共財産として維持していくためには、コスト削減、財源確保の取組が必要となります。現在、親水・緑道整備で使用している木柵の護岸は、景観に優れたものでありますが、長期的な供用に適しておらず、ライフサイクルコストの高いものでした。

管理方針では、更新や修繕において、ライフサイクルコストの低減が図れる擬木等の使用 を検討します。

また、適正な占用料の徴収や、財源の確保の取組として売払いを進める必要があります。



擬木を使用した護岸①



擬木を使用した護岸②

<取組〉	>	
番号	取組	主体
16	<b>〇ライフサイクルコストの低い製品の使用</b> 用水路に関する修繕及び更新の際には、ライフサイクルコスト	水と緑と公園課
	の低い擬木等の使用を検討します。	小に豚にム歯味
17	○適正な占用料の徴収	水と緑と公園課
1 /	用水路占用料の改定について検討します。	
18	〇売却とした箇所の売り払い	
	売却とした箇所について、早期に売り払いができるよう、	水と緑と公園課
	隣接土地所有者と継続的に交渉を行います。	
19	〇国や東京都の補助金等の活用	水と緑と公園課
	補助金等については、積極的に活用を検討します。	

### 5 方針3 用水路を知る、用水路に関わるひとを増やす

小平市の用水路は、かつて生活用水として使われていた背景があり、昔から用水路沿いに住んでいる人は、今でも草刈りや沼さらいなどの身近な維持管理を行っていただいています。

しかし、高齢化に伴い作業が困難になっていることに加えて、現在、新たな若い参加者が不 足しているなどの課題が生じています。

活用計画では、市が実施する親水整備を通じて用水路との関わりを豊かにし、用水路の魅力を感じてもらえるよう実施してきましたが、広報的な視点での発信が不足していました。

管理方針では、用水路に関する広報を、学習や観光的な視点も含めて積極的に展開し、将来 的に用水路に関わってもらえる人を増やせるよう各種取組を実施します。



生き物調査に併せた生き物見学会

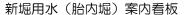
#### (1)多様な情報の発信による広報の充実

小平市の用水路については、市の情報発信が非常に少なく、市民のなかでも十分に知れわたっているものではありません。一方で、市民団体の中には看板の設置やリーフレットを独自に作成しているなど、積極的に活動をしていただいている事例があります。

管理方針では、市民団体や観光協会等と連携し、案内看板の設置やリーフリットの作成・ 配布などの広報活動を積極的に行います。

また、市報や若年層にも読んでもらえる SNS 等の多様なツールも活用していきます。







市民団体が作成したリーフレット

<	取組	>
---	----	---

番号	取組	主体
20	○案内看板の設置 市民団体や観光協会等と連携し、用水路の歴史等についての 情報看板を、親水整備箇所や利用者の多い箇所に設置します。	こだいら観光まちづくり協会 水と緑と公園課
21	O広報の充実 用水路の歴史や活用について、市報やホームページを積極的に活用し、情報発信を行います。また、小平の用水路の歴史や生態系などの概要がわかるリーフレット等を配布します。	水と緑と公園課
22	〇なるほど出前講座 デリバリーこだいらの継続的実施 用水路の歴史等についての講座を継続的に実施します。	水と緑と公園課
23	<b>〇用水路に関するイベントの開催</b> 市民が用水路を身近に感じることができるイベントの開催 について検討します。	水と緑と公園課

#### (2)ふれあい・学び・体験の場の提供

幼少期の体験は大人になってからの行動に繋がることが考えられるため、未来の担い手である子どもたちがふれあい・学び・体験できる機会を創出する取組が重要となります。

管理方針では毎年行っている花植えを、近接している保育園と連携して実施することや、 用水路に関する理解を深めるために教育現場と連携するなど、少しずつ広げていきます。ま た、過去に実施した生物調査に併せた生き物見学会などの学習の視点や、観光協会との連携 など観光資源としての活用についても検討します。



市民と行っている花植え活動



生き物調査に併せた生き物見学会

#### <取組>

番号	取組	主体
24	<b>〇身近な場所での花植え活動の推進</b> 花植えについて、既存の花壇に身近な小学校等と連携します。 また、ボランティア等が新たな花植えができるスポットを広げ ていきます。	市民 指導課 水と緑と公園課
25	<ul><li>〇生き物調査に併せた見学会の実施</li><li>生き物調査に併せて、近隣の小学校等と連携し見学会を実施し、</li><li>用水路周辺の生物多様性についての学びの場を提供します。</li></ul>	水と緑と公園課環境政策課
26	O教育現場との連携 SDGs等の関連する内容を含め、学校教育の中で用水路に 関する理解を深められるよう、学校及び関係課と連携を進 めます。	指導課 水と緑と公園課

### (3)沼さらいをはじめとした市民協働の推進

用水路沼さらいは例年5月の第3日曜日に、自治会及び東京むさし農業協同組合の方々に協力をいただきながら清掃を行っています。市では今後もこれらの沼さらいを継続的に行っていくとともに、新たな担い手を確保する取組を進めます。

また、その他の清掃活動や維持管理についても、新たな協働の取組を検討します。



沼さらい清掃



野火止用水クリーンデイ清掃

/	71	7幺	Θ	>
`	נם	<b>(</b> Tr	н	/

<u> </u>		
番号	取組	主体
27	○沼さらい清掃の継続的な実施 沼さらいが今後も継続していくよう、支援を行います。 また、沼さらいの行われていない箇所においても、付近の 学校などと連携を行いながら、気軽に参加できる清掃活動 を実施します。この参加者の中から今後の沼さらい清掃活 動に協力を頂ける人の募集を行うなど、新たな担い手を探 します。	自治会・JA 指導課 水と緑と公園課
28	〇市民協働による清掃活用などの実施 12月に近隣市と併せて実施している野火止用水クリーンデ	市民

28

12月に近隣市と併せて実施している野火止用水クリーンディによる清掃活動など、市民協働による活動を継続的に実施します。また、協働の取組について引き続き検討します。

市民 市内事業者 水と緑と公園課

# 第6章 まとめ

### 1 活用計画から管理方針への移行

管理方針では活用計画の基本的な考え方を踏まえ、新たな課題に対応できる方針を掲げました。

#### 小平市用水路活用計画(平成7(1995)年4月~令和6(2024)年3月)

用水路の位置付け:基本的に全ての用水路を保全する。

:なお、連続性の無い箇所は一部で売払いを行う。

取組の内容・流水を確保し、用水路本来の姿を復元する。

:市内全域で親水整備を行い、やすらぎのある空間を提供する。



#### 小平市用水路管理方針(令和6(2024)年4月~)

用水路の位置付け:流水のある箇所は引続き保全し、流水のない箇所については、

地域の意見を伺いながら、用水路の在り方を検討したうえで、

今後の方向性を定める。

取組の内容: 用水路を活かしたまちづくりを展開し、関わりを豊かにする。

:質の良い、持続可能な公共財産として次の世代に引き継ぐ。

:用水路を知る、用水路に関わるひとを増やす。

### 小平市用水路管理方針

編集・発行 小平市環境部水と緑と公園課

住 所 〒187-8701

東京都小平市小川町二丁目1333番地

電 話 (042)346-9831

F A X (042) 346-9513

電子メール koen@city.kodaira.lg.jp